

厚生労働省の定める揭示事項

きらり健康生活協同組合 セのうえ健康クリニック

診療に従事する者

所長 川添 隆司(医師・管理者)
医師 岸本 祥克 後藤 等

東北厚生局長への施設基準届出事項

(1) 基本診療料

- ・夜間・早朝加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・機能強化加算
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・医療情報取得加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・情報通信機器を用いた診療

(2) 特掲診療料

- ・小児科外来診療料
- ・在宅療養支援診療所
- ・ニコチン依存症管理料
- ・X-P・CT 撮影読影料及び MRI 読影料
- ・がん患者指導管理料
- ・在宅時医学総合管理料
(又は特定施設入居時等医学総合管理料)
- ・在宅がん医療総合診療料
- ・糖尿病合併症管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)-1

機能強化加算算定にあたり

当院ではかかりつけ医として下記を行っています。

- ・生活習慣病や認知症等に対する治療や管理
- ・他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理
- ・予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談。必要に応じた、専門の医療機関に対するご紹介
- ・介護保険の利用に関するご相談
- ・必要に応じた訪問診療や往診(要契約)
- ・体調不良等、患者さんからの電話等による問い合わせに対する対応

診療明細書に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お伝えください。

また、自己負担のない場合(全額公費負担を除く)にも明細書を無料発行しております。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算算定にあたり

当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。より正確な情報の取得・活用のため、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

生活習慣病管理料算定にあたり

利用者から求めがある場合、利用者の状態を踏まえて28日以上 of 長期の投薬及びリフィル処方を適切に行います。

保険外負担に関する事項

当診療所では、保険外負担料(紙おむつ代、敷きパッド代等)、各種証明書・診断書、任意予防接種等は、利用回数・使用量に応じた実費のご負担をお願いしております。

2025 年 4 月 1 日 せのうえ健康クリニック